

社会保険労務士

大園社労士オフィス通信

電話& F A X : 078-223-7178
e - m a i l : info@syarou-office.com
U R L : <https://oozono-sr.com/>



新型コロナワクチンの職域接種と労働時間の取扱い

新型コロナワクチンの接種を加速化するため、企業や大学での「職域接種」が6月21日から可能とされ、6月8日から申請の受付が開始されています。一部の企業や大学では職域接種を実施するとの報道もされています。

◆職域接種の概要

職域接種は自治体からの接種券が届く前でも可能ですが、会場や人員は企業等が自ら確保しなければなりません。実施形態としては、企業単独実施のほか、中小企業が商工会議所等を通じての共同実施、下請け企業、取引先を対象に含めての実施などがあります。

企業や大学に求められる主な実施要件は、以下のとおりです。

- (1) 医師・看護師等の医療職のほか、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。また、副反応報告などの必要な対応を行うことができる。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- (3) 社内連絡体制・対外調整役を確保すること（事務局を設置すること）。
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2,000回(1,000人×2回接種)程度の接種を行うことを基本とする。
- (5) ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

◆ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

ワクチン接種自体は業務ではありませんが、接種に費やす時間や副反応が出た場合の労働時間や休暇の取扱いが気になるところです。厚生労働省の見解は以下のとおりです。

「職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度(失効した年次有給休暇を積み立てて、病気で療養する場合等に使えるようにする制度)等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け(ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分終業時刻の繰り下げを行うことなど)や出勤みなし(ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものとして取り扱うこと)を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます(※)。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチン

の接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

※常時 10 人以上の労働者を使用する事業場の場合、就業規則の変更手続も必要です。」

【厚生労働省「職域接種に関するお知らせ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html

【厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A (企業の方向け)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

シニア人材の処遇の不透明さは若手社員の流出につながる～パーソル総合研究所の調査から

◆法令対応以外にも重要なことがある

改正高年齢者雇用安定法が4月1日に施行されました。従業員の 70 歳までの就業確保を努力義務とする規定が盛り込まれています。法令への対応は当然すべきことですが、パーソル総合研究所が行ったシニア人材の就業実態や就業意識に関する調査からは、法令対応以外の会社の対応も、経営にとって重要であることがわかります。

◆定年後再雇用後の年収の変化、職務の変化

定年後再雇用により、約9割の人が定年前より年収が下がっており、「50%より下がった」との回答が 27.6%で最多、平均では 44.3%の低下となっています。

職務の変化については、再雇用者全体(フルタイム・パートタイム・嘱託)では、次のようになっています。いずれの雇用形態でもおおむね似た傾向です。

●定年前とほぼ同様: 55.0%

●定年前と同様だが業務範囲・責任が縮小:

27.9%

●定年前と関連するが異なる職務: 8.1%

●定年前とは全く異なる職務: 9.0%

シニア人材のモチベーションを考えるうえで参考にしたいデータです。

◆シニア人材に対する会社の対応が若手社員

に与える影響

調査結果からは、若い世代ほど、シニア人材は「給料をもらいすぎだ」「成果以上に評価されている」と感じており(いずれも 20 代社員では約3割)、不公平感を抱いています。

また、シニア人材の役割や仕事を明確にしていなかったり、シニア人材が孤立しているような会社では、転職意向を持つ若手社員が、そうでない会社に比べて2倍以上多いようです。この傾向は、20 代、30 代、40 代のどの年齢層でも同様です。シニア人材の処遇が不透明なことが、人材流出の大きな要因となることがわかります。

◆シニア人材への教育・研修が不十分

シニア人材に対する教育・研修の実施について、「実施されていない」との回答が 50.7%、「実施されているが、充実していない」との回答が 29.8% あつた一方、「実施されており、充実している」との回答は2割以下(19.5%)でした。シニア人材の職務の検討やモチベーション維持・向上を考えるにあたり、この点はもっと重視する必要があるかもしれません。

日本の労働力人口が減少していくと推計されているなか、シニア人材への対応をきちんと考えることは、会社の成長にもつながる前向きな話なのです。

【パーソル総合研究所「シニア従業員とその同僚の就労意識に関する定量調査】

<https://rc.persol-group.co.jp/news/202105281100.html>

同一労働同一賃金関連の労組事案が増加～令和2年 労使間の交渉等に関する実態調査より

◆非正規社員において組合加入資格がある労働組合の割合が上昇

厚生労働省が、令和2年「労使間の交渉等に関する実態調査」結果(有効回答 3,335 組合。組合員 30 人以上の労働組合で、令和2年6月 30 日現在の状況等について調査)を公表しました。

同調査によれば、事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労

働者」38.2%（平成30年調査35.6%）、「有期契約労働者」41.4%（同39.9%）、「嘱託労働者」37.4%（同35.6%）、「派遣労働者」6.1%（同5.2%）となっており、非正規社員に組合加入資格がある労働組合の割合が上昇していることがわかりました。

◆「同一労働同一賃金に関する事項」の話し合いを持った組合が増加

過去1年間（令和元年7月1日～令和2年6月30日）に、正社員以外の労働者に関する使用者側と話し合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「同一労働同一賃金に関する事項」40.5%（平成30年調査15.4%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.3%（同38.9%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」23.8%（同24.4%）などとなっています。

働き方改革関連法による「同一労働同一賃金」が、本年4月から中小企業にも全面適用されました。今後も「同一労働同一賃金」について話し合いが持たれるケースは増えることが予想され、企業としても相応の対応が必要になるものと考えられます。

◆法改正への対応も

過去3年間（平成29年7月1日～令和2年6月30日）において、「何らかの労使間の交渉があった」事項をみると、「賃金・退職給付に関する事項」74.9%（平成29年調査73.9%）、「労働時間・休日・休暇に関する事項」74.1%（同72.2%）、「雇用・人事に関する事項」61.0%（同60.2%）などとなっており、労使間の交渉の結果、労働協約の改定または新設がされた事項（複数回答）は、「育児休業制度、介護休業制度、看護休暇制度」37.5%（前回39.9%）、「賃金額」37.1%（同36.0%）、「賃金制度」33.3%（同34.3%）となっています。

今国会で育児・介護休業法の改正法が成立したこともあり、育児・介護休業制度などは今後も見直しが予定される分野です。法改正の動きも注視しながら、企業としても早めに対応を検討していくところです。

【厚生労働省「令和2年 労使間の交渉等に関する実態調査】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/18-r02.html>

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

12日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

8月2日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]<休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第2期>[郵便局または銀行]

※都・市町村によっては異なる月の場合がある。